

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-004 事件

競技者氏名： 和泉悠太

競技種目： ボディビル競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 10 月 27 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 10 月 27 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 27 年 10 月 27 日

山内 貴博

山内 貴博

浅見 俊雄

浅見 俊雄

村山 正博

村山 正博

記

〔決 定〕

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項本文、同 10.7.1(c)項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 8 月 21 日より 8 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 平成 27 年 7 月 23 日に実施された競技会外検査において競技者からデヒドロクロロメチルテストステロン（dehydrochloromethyl-testosterone）の代謝物が検出されたが、同物質は、2015

年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.蛋白同化薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して競技者は、B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しても特段争わなかった。

- ・ そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反（以下「本違反」という。）が認められる。
- ・ 競技者は、本違反は意図的ではなかったと主張する。しかし、競技者は、上記禁止物質が体内に摂取された具体的な経緯を説明できていない上に、競技者が摂取しているサプリメントの中には、大量摂取すればドーピング検査で陽性になる可能性があるとして製造者が警告しているものが含まれており、本違反が意図的ではなかったと認めるには疑いが残るといわざるを得ない。よって、本違反が意図的ではなかった旨を競技者が立証できたとはいえず、本規程 10.2.1.1 項が適用される。
- ・ 競技者については、平成 25 年 11 月 8 日付け日本ドーピング防止規律パネル決定（2013-005 事件。以下「前回事件」という。）により、平成 25 年 10 月 4 日及び同月 12 日に実施された競技会外検査において競技者から禁止物質（クレンプテロール：2013 年禁止表国際基準における「S1.2. その他の蛋白同化薬」）が検出されたことを理由に、当時の日本ドーピング防止規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められているところ、本規程 25.7.1 項により、前回事件は 1 回目の違反として数えられるから、本件は 10 年以内に 2 回目の本規程違反と認められる。また、前回事件に本規程が適用になったならば、10.2.1 項により資格停止期間は 4 年間となったはずである（競技者は、前回事件についても、その違反が意図的ではなかった旨を立証できたとは認められない）。よって、本規程 10.7.1 が適用され、同項(a)〔6 ヶ月〕、(b)〔前回事件に賦課されていたであろう資格停止期間 4 年間の 2 分の 1、すなわち 2 年間〕及び(c)〔本規程 10.2.1 項が定める資格停止期間 4 年間の 2 倍、すなわち 8 年間〕のうち最も長い期間である(c)が選択される。
- ・ したがって、本規程 10.7.1(c)項の定めに基づき、競技者を 8 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 8 月 21 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては同年 10 月 27 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 8 月 21 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上